

**2023年11月（第5版）

届出番号 : 28B1X00005000209

*2015年10月（第4版）

器具器械 34 医療用刀（電動式のものを除く。）
*一般医療機器 ナイフハンドル 「JMDN」 12235000

マーチンブレードホルダー

【形状・構造及び原理等】

【原材料】

本体：ステンレス鋼 又は チタン合金

【原 理】

本品の先端に刃を取り付け、組織の切断をすることが出来ます。

* 【使用目的又は効果】

組織の切断又は切離が可能な刃を取り付けるように設計された金属製（通常、ステンレス製）の手術器具をいう。

* 【使用方法等】

本品の先端部に刃を取り付け、組織の切断を行います。

【使用上の注意】

- ①本品は未滅菌品であるため、使用に際しては必ず洗浄し、
【保守・点検に係る事項】に記載する滅菌条件又は医療機
関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行
うこと。
- ②破損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の
力を加えないこと。
- ③使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が乾
燥しないよう直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- ④塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるのでで
きるだけ使用を避けること。使用中に付着した時には水洗
いすること。

* 【保管方法及び有効期間等】

- ①保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐために保管
期間の長短にかかわらず必ず乾燥をすること。
- ②滅菌済みのものを保管するにあたっては、再汚染を防ぐた
めに清潔な場所に保管をするとともに、有効保管期間の管
理をすること。
- ③歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理する
こと。

【保守・点検に係る事項】

- ①使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除
去し、職業感染防止のために洗浄・消毒すること。
 - ②汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択し、
適正な濃度で使用すること。
 - ③洗浄装置（超音波洗浄装置、ウォッシャーディスインフェ
クタ等）で洗浄するときには、他の医療機器と接触して先
端を損傷するがないように注意をすること。また、可
動部分は、開放して汚れが落ちやすいようにバスケット等
に収納すること。
 - ④洗剤の残留がないように十分にすすぎをすること。仕上げ
すすぎには、浄化水（濾過、蒸留、脱イオン化等）を用い
ることを推奨する。
 - ⑤洗浄後は、腐食防止のために、直ちに乾燥すること。
 - ⑥使用（滅菌）前に、汚れ、傷、曲がり、可動部の動き等に
異常がないか点検すること。
 - ⑦点検後、セット・包装をし、下記に記載する条件又は医療
機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を
行うこと。なお、滅菌のためのセット・包装にあたっては、
可動部は開放するなど、確実に滅菌できるよう配慮するこ
と。
- 滅菌方法：高压蒸気滅菌
滅菌条件：温度 132°C、時間 10 分以上
⑧強アルカリ／強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるお
それがあるので、使用を避けること。
金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、器具の表面が損
傷するので汚物除去及び洗浄の時、使用しないこと。

** 【製造販売業者又は製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者名：株式会社 茂久田商会

**緊急連絡先：TEL 078-303-8241

FAX 078-303-2151

**製造業者名：ケーラルエス マーチン 欧州会社/
ドイツ

KLS Martin SE & Co. KG/Germany